

平成30年

第13回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 平成31年3月27日（水）

伊勢原市農業委員会

第13回伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年3月27日(水) 午前10時20分～

2 開催場所 伊勢原市役所2階2C会議室

3 委員在任定数 10名

1 大木 克美	6 廣木 孝幸
2 越地 進	7 木村 勇
3 杉本 和彦	8 萩原 隆雄
4 横山 正博	9 鈴木 雅之
5 岸田 文雄	10 黒田 義夫

4 出席委員数 10名

5 欠席委員数 0名

6 署名委員 岸田 文雄
廣木 孝幸

7 議長 黒田 義夫

8 事務局職員出席者

小瀬村 正宣(事務局長)
青木 優
今井 亮輔
荒井 昌稔
村井 善治

9 傍聴者 0名

審議内容 (開会 午前10時20分)

[事務局長] それでは、第13回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。本日の会議の傍聴を希望される方はおりません。在任定数10名、欠席委員は、おりません。出席委員10名で、定足数に達しておりますので、第13回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。それでは、議長、よろしく願いいたします。

[議長] それでは、ただ今から、第13回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、5番 岸田 文雄 委員と6番 廣木 孝幸 委員の両名をお願いいたします。それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告7件、議案5件の計12件となっております。まず、報告より入ります。

[議 長] 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。農地法で義務づけられている相続等による農地の所有権取得の届出が2件ありました。この届出は、相続が発生したときに、登記簿謄本の地目、または課税上の現況地目のいずれかが農地であれば、届出の対象となります。

はじめに、報告第1号の1です。相続日は、平成30年1月8日。市内下糟屋にお住まいの方が、下糟屋字稲荷田の農地15筆、面積4,037.60㎡と同字菖蒲田の農地4筆、面積1,416㎡、合計19筆、面積5,453.60㎡の農地を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、平成31年2月14日です。

次に、報告第1号の2です。相続日は、平成30年7月18日。小田原市にお住まいの方が下平間字東下の農地1筆、面積978㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、平成31年2月18日です。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、相続により所有権を取得した旨の届出が2件あったということでございます。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] よろしいですか。報告事項でありますので、特に質問がございませんでしたら、次に移らせていただきます。

[議 長] 報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出を議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

[事務局] 報告第2号は、市街化区域の農地を、土地所有者が農地以外のものにする届出になります。

今回は、合計で5件、5筆、面積812㎡の届出がありました。地区は、伊勢原地区で3件、3筆、423㎡、成瀬地区で1件、1筆、218㎡、大田地区で1件、1筆、171㎡になります。転用目的は一般個人住宅が4件、露天駐車場が1件になります。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、市街化区域内の農地の転用が5件あったということでございます。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] よろしいですか。それでは、次に進みます。

[議 長] 報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出を議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

[事務局] 報告第3号は、市街化区域の農地を、土地の権利移動を伴って農地以外のものにする届出です。

今回は、合計で6件、6筆、面積3,154㎡の届出がありました。地区は、伊勢原地区で3件、3筆、面積547㎡、成瀬地区で2件、2筆、面積2,190㎡、大田地区で1件、1筆、面積417㎡です。権利の種類は、所有権の移転が4件、使用貸借権の設定が2件に

なります。転用目的は、一般個人住宅が4件、集合住宅が1件、露天駐車場が1件になります。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、市街化区域内の農地の所有権移転に伴う転用が6件あったということでございます。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] よろしいですか。それでは、次に移ります。

[議 長] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。伊勢原地区で1件、比々多地区で1件、大田地区で1件の申請がありました。

はじめに、報告第4号の1、申請人は市内田中にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、3月8日。対象農地の明細は、8頁から10頁です。田中字天神前に2筆、同字ク子花に6筆、同字稲荷前に9筆、同字ガケに8筆、合計25筆、面積は13,985㎡です。3月8日に事務局で現地調査を行い、全ての対象農地が良好に管理されていることを確認し、3月8日付けで専決処分で証明書を発行しました。

続きまして、報告第4号の2、申請人は市内坪ノ内にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、3月4日。対象農地の明細は、11頁から12頁です。坪ノ内字大神山に1筆、同字入道谷に1筆、同字亀甲澤に3筆、同字楠平に2筆、合計7筆、面積は5,129㎡です。3月18日に事務局で現地調査を行い、全ての対象農地が良好に管理されていることを確認し、3月22日付けで専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の3、申請人は市内上谷にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、3月1日。対象農地の明細は、13頁から16頁です。下糟屋字長尾縄に1筆、同字又口に1筆、上谷字長大縄に34筆、同字前田に3筆、同字上西川に2筆、合計で41筆、面積は13,149.76㎡です。3月5日に事務局で現地調査を行い、水稻の作付後や冬野菜の栽培などが確認され、良好に耕耘管理されていたので、3月6日付けで専決処分で証明書を発行しました。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、相続税猶予の引き続き農業経営を行っている旨の証明願が3件提出され、いずれも専決処分をしたということでございます。何かご質問がございましたら、お願いします。

【 質問なし 】

[議 長] よろしいですか。それでは、次に移ります。

[議 長] 報告第5号、農業用施設への農地転用届出書についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 報告第5号、農地法施行規則第29条第1項の規定による農業用施設への農地転用届出書について。耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため又はその農地をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合、届出が必要です。今回、大田地区で1件の届出

がありました。

報告第5号の1、図面番号は1番です。届出人は市内下平間にお住まいの方で、上平間字松崎前の畑1筆、面積433㎡の自己所有農地に、建築敷地197㎡、建築面積37.60㎡の軽量鉄骨造平屋建ての農業用倉庫を建築するものです。建築敷地面積が200㎡未満の農業用施設ですので、農地法第4条の手続きは不要となります。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。本案件については、出席農業委員に関する案件でございますが、報告であるため退席する必要は無いことを確認しておりますので、このまま進めさせていただきます。何かご質問がございましたら、お願いします。

【 質問なし 】

[議 長] よろしいですか。それでは、次に移ります。

[議 長] 報告第6号、農地法第5条第1項ただし書き該当の届出書についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 報告第6号、農地法第5条第1項ただし書き該当の届出書について。
報告第6号の1、図面番号は2番です。あわせて公図をご覧ください。本件は、神奈川県相模川西部土地改良区理事長からの届出で、場所は、上平間字俵本前157番4、面積21㎡を大城用水水路敷として、同字157番3、面積21㎡と等積交換による所有権移転のための届出がありました。なお、157番3については、議案第1号で3条の規定による申請が上程されています。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、西部土地改良区から土地の交換の届出があったということです。何かご質問がございましたら、お願いします。

【 質問なし 】

[議 長] よろしいですか。それでは、次に移ります。

[議 長] 報告第7号、農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 報告第7号です。農地法第3条の許可を受けた農地や、利用権設定期間中の農地を貸し手・借り手の合意で解約をする場合には、農地法第18条による合意解約の届出が必要となります。今回は、高部屋地区で1件、比々多地区で1件の届出がございました。
はじめに1番の報告につきましては、借り手が経営規模の縮小を申し出たため、合意解約に至ったものになります。
続いて2番の報告につきましては、貸し手が対象農地を売却するため、合意解約に至ったものになります。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、農地の貸借の解約の届出が2件あったということでございます。何かご質問がございましたら、お願いします。

[議 長] よろしいですか。それでは次に移ります。議案に入ります。

[議 長] 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、比々多地区で1件、成瀬地区で1件、大田地区で1件の申請がありました。

はじめに議案第1号の1、図面番号は3番です。あわせて公図をご覧ください。申請地は下糟屋字菖蒲田の3筆、1,030㎡。譲渡人は市内下糟屋の方で、譲受人も下糟屋の方で経営規模拡大のための申請です。譲受人世帯の経営農地面積は、14,657㎡です。下限面積の特段の面積の30アールに達しており農地取得に支障はありません。3月20日に事務局と地区担当委員さんの合同で現地調査を行い、経営農地は適正に管理されており、農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項は、ありませんでした。

次に議案第1号の2、図面番号は4番です。あわせて公図をご覧ください。申請地は上平間字依本前の1筆、面積は21㎡。譲渡人は神奈川県相模川西部土地改良区理事長で、譲受人は市内上平間の方です。本件は、50年前に建設した大城用水の水路敷が公図と現況の位置が異なるため、自己所有地に存在する大城用水路敷地と公図上の敷地との交換のための申請です。譲受人世帯の経営農地面積は、10,729㎡です。下限面積の特段の面積の30アールに達しており農地取得に支障はありません。3月15日に事務局と地区担当委員さんの合同で現地調査を行い、経営農地は適正に管理されており、農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項は、ありませんでした。

次に議案第1号の3、図面番号は5番です。あわせて公図をご覧ください。申請地は串橋字前田の2筆、1,943㎡。申請地には利用権が設定されておりましたが、平成31年2月19日に農地法第18条の合意解約の届出が出されております。譲渡人は市内串橋の方で、譲受人も串橋の方で、経営規模拡大のための申請です。譲受人の経営農地面積は、85,050㎡です。下限面積30アールに達しており農地取得に支障はありません。3月18日に地区担当委員さんと事務局の合同で現地調査を行い、申請地及び譲受人の経営農地は全て適正に管理されており、トラクター等の農業機械も確認しております。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項は、ありませんでした。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いします。

はじめに、議案第1号の1について、「下糟屋地区」お願いします。

[地区担当委員] ただいまの事務局の説明とおりです。農機具や農地を確認しましたが、適正に管理されておりました。よろしくをお願いします。

[議長] 次に、議案第1号の2について、「上平間地区」お願いします。

[地区担当委員] 3月15日、事務局とともに確認をしてきました。事務局の説明のとおりであります。大城用水、大田、城島用水です。農地は良好に耕耘されておりました。問題は無いと思われまます。よろしくをお願いします。

[議長] 次に、議案第1号の3について、「串橋地区」お願いします。

[地区担当委員] 3月23日、地区役員5名で現地の確認をいたしました。事務局の説明のとおりでございます。譲受人は、地域の担い手の一人として頑張っている方でございます。問題は無いと思ひます。よろしくをお願いします。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議 長] 議案第1号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第1号の1については、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、本案は、「原案のとおり許可する」ことといたします。次に移ります。

[議 長] 議案第1号の2について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[委 員] 確認です。西部用水関連で、水路敷の交換ということですが、何処と何処を取り替えるのでしょうか。

[事 務 局] 157番3と157番4とです。

[議 長] よろしいですか。他に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] 他に無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第1号の2については、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、本案は、「原案のとおり許可する」ことといたします。次に移ります。

[議 長] 議案第1号の3についてですが、本案件には、農業委員会等に関する法律第31条に関する案件が含まれているため、議案第1号の3の審議及び議決にあたりましては、関係農業委員である「4番」農業委員の退席をお願いいたします。

(関係農業委員 退席)

[議 長] それでは、審議に入ります。議案第1号の3について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第1号の3については、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、本案は、「原案のとおり許可する」ことといたします。ここで、関係農業委員の入場を認めます。

(関係農業委員 入場)

[議 長] 次に移ります。

[議 長] 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地を自ら農地以外のものにする場合について、農業委員会の意見を求めます。今回は、大田地区で1件の申請がありました。

議案第2号の1、図面番号は6番です。あわせて、公図・土地利用計画図をご覧ください。申請地は沼目6丁目の2筆、面積245㎡。申請人は、市内沼目6丁目にお住まいの方です。申請目的は、市街化区域内の自己所有農地に新築する共同住宅の住居者の駐車場とするためです。申請地の選定理由は、新築する共同住宅は敷地が旗竿地形となっており、建築基準法上の通路を設置すると、駐車場スペースが無くなります。その為、居住者用の駐車場を別の場所に確保する必要がありますが、申請人の市街化区域内の所有地は全て土地利用がされており余分なスペースがなく、今回、所有農地の中で申請地から直線距離で約40mと共同住宅から一番近い場所にあたるため、駐車場用地としました。申請地の立地基準は、市街化区域と連続した農地として「第3種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準については、敷地内は全面アスファルト舗装敷きで、雨水は地下に浸透トレンチ管を設置し浸透処理をします。また、敷地周囲にはコンクリートブロックを設置し土留めをします。計画としては、隣接農地への影響はなく資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市まちづくり推進条例については、現在、各課協議中ですが、今後転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員] 3月16日、本人と業者さんから説明がありました。3月22日、地区委員4名で確認をしてきました。事務局の説明のとおりであります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議 長] 議案第2号について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第2号については、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、本案は、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。次に移ります。

[議 長] 議案第3号、非農地証明交付申請書の承認についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 議案第3号、非農地証明交付申請書の承認について。農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づき、大田地区で1件の証明願がありました。
議案第3号の1、図面番号は7番です、あわせて公図及び現況写真をご覧ください。申請地は上谷字上西川の1筆、面積294㎡です。昭和61年以前から西側市道から居宅への進入路として使用され、以降、駐車場や資機材置場としても使用し、課税台帳でも現在まで33年以上、固定資産税も隣地居宅を含めた一画地として宅地で課税されています。今回、相続により登記地目が農地であると判り、取得した申請地については過去の経緯は不明で判りませんが、事実状態から判断して転用申請の失念がありました。農地に復元することが困難で、また、農地として利用する見込みがなく、土地の有効利用と整理を図るため申請をするものです。申請地の立地基準は、高速道路、河川、宅地により農地の広がり10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。農地法違反ですが、過去に違反転用の指導記録がなく、今後も違反を追及する見込みがないことから、県の「農地法の適用を受けない土地に係わる運用指針」別表1に該当します。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員] 3月15日、事務局の担当者と確認をしました。その後、大田地区の委員4名で確認をいたしました。現状は、昭和40年代から敷地内への進入道路として使っているという状況で、先ほども説明がありましたが、相続の時に農地が残っているということが判ったそうです。写真にもありますように、小屋が建っているんですけど、2つあるんですけど、片方には農機具が入っています。もう片方には農業用資材が入っています。あと、看板が立っていますが、道路の反対側にある工場の道案内のために設置したもので、特に敷地内のための看板ではありません。向かい側も、同じ地権者の方の所有地で会社に貸してあるそうです。相続の時に農地として判ったということで、非農地の申請を出されたそうです。よろしくご審議のほど、お願いします

[議 長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議 長] 議案第3号について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

[委 員] この非農地証明の場合、やむを得ない場合、行政サービスとして対応するということなんです。善意無過失のものだと思うんです。今、地元の委員さんの説明を聞いた中で思ったんですけど、理由の中に昭和61年以前からとありますが、ご存じのとおり線引きの問題も前提となっておりますから、昭和40年代ということでしたら、しょうが無いということなんですけども。昭和40年代から、こうした状態だったのなら、あえて昭和61年とか書く必要ないんですよ。そういう必然性があるならば、や

むを得ない事情で、うっかりしちやっつたということで、相続の時にはっきりしたということで。事務局で説明がありました違反転用とか、今後に控えている非農地通知の中で対応するとかいう手法もあると思うんですけども。あえて問題があるように書くと、県の運用指針に逸脱してしまうのではないのでしょうか。線引きから時間も経過していて、農業委員会が認めるというのも、いかがなものでしょうか。市も宅地として課税していたということなんですけども。補完的な客観的な資料を添付した中で、提出をされるわけですね。

[事務局] 客観的な証明ですけども、資産税課で証明できる一番古いもので、確認をしました。それ以前の課税台帳が確認できないため、昭和61年以前という表現しかできなかったものです。

[委員] それは課税であって、非農地となった経緯を書かなければいけないと思います。

[事務局] 提出された書類の中では、課税台帳で確認をさせていただきました。

[委員] 航空写真とか、どうなんですか。

[事務局] 航空写真では、写りが悪く、確認できなかったからです。課税台帳で確認できるのが、昭和61年だったわけです。

[委員] 申請の趣旨に沿った形で話す訳ですが、昭和61年以前からですが、地元の委員さんからは昭和40年代という説明をいただいて、そのように書けば良かったのではなかったのですか。

[事務局] 県の運用指針の別表1に該当しますので、あえて確認できない部分は避けて記載したのですが。

[議長] 委員さんのお話は判るのですが、事務局としては確認ができた時点を捉えての話をしているのかと思います。それが、昭和61年の課税台帳が宅地として課税されている。その時点では、宅地であった。それ以前については、課税台帳の保存期限が過ぎていて確認のしようがない。ただ、昭和61年には宅地であったということです。本人の申出を信頼しないわけでは無いのですが、裏付けということで昭和61年と記載したと理解しています。県の指針と照らし合わせると、現状の状態が10年。10年以上前から、現状の状態であれば、非農地だという形で、これは県の基準に合致してくるから証明は出して良い、そうした基準があります。また、都市計画法についても判断の基準になるのかなど、個人的には考えております。ただ、それ以上に、県の基準が、結構ゆるい基準になっております。ただ現状を見ただけでは無く、確かに、いつ頃から、そうした状態になっているのかを確認した中で、現在は審議しているということです。県のものより、より慎重に扱っているということでございます。本人の申出を重視した中で、その内容によって理由を付せば良いということであれば、そうした形にしたいと思います。

[委員] 客観的な説明がつけば良いと思います。市としての説明責任がつけば良いと。ですから、その辺を整理した方が良いと思います。

[議長] 他に、ご意見があれば、お願いします。よろしいですか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議 長] 他に無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第3号については、「原案のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、本案は、「原案のとおり承認する」ことといたします。次に移ります。

[議 長] 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 今回の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、例月のとおり新規に受付けて開始するものと、その他に、今まで既に利用権の設定がされており、この4月30日で期間満了を迎えるために、引き続き更新の手続きをするものとの2種類があります。例月と比較しまして件数が多いのは、更新分が多いことによるものです。

まず、議案書の23頁、番号の1番、2番が新規分の受付です。そして次の頁の24頁～58頁までが更新分として受付をしたものです。更新分につきましては、新たに番号を1番からふってあります。また、備考欄にそれが判るように、「新規」か「更新」かを表記をしてあります。

新規分につきましては、総会で可決されたと4月1日付けで市長より公告されます。

更新分につきましては、期間満了が4月30日ですので、5月1日に市長より公告されることとなります。

では、まず新規分の説明からさせていただきます。農地の賃貸借等につきましては、利用権設定期間が終了すれば、自動的に権利が消失し、民法上の小作の権利が生じない農業経営基盤強化促進法による利用権の設定が、現在は殆どです。利用権の設定は農業経営基盤を強化するための農地の利用集積ですので、利用権を設定できる方は、農地法第3条の「下限面積」要件はありません。10アール以上を営農する経営農家や新規就農認定を受けた方、また解除条件付き利用権で行う株式会社やNPO法人などの法定法人が対象となります。今回の新規の届け出は2件ありました。内容ですが、成瀬地区で1件、1筆、面積388㎡。大田地区で1件、1筆、面積829㎡。権利の種類は、賃貸借権1件、使用貸借権1件です。新規分につきましては以上です。

続きまして、更新分の説明をさせていただきます。議案書の24頁からが更新分です。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画は、4月30日をもって期間満了を迎えます。継続して農業者に貸すのか、自分で耕作を開始するのか、地権者は選択をすることとなります。継続の場合、地権者は所有者管理権限に基づいて、更新の書類を整えて農業委員会へ提出することとなります。今回、更新分の申し出は89件ありました。内訳ですが、伊勢原地区で11件、26筆、面積25,634㎡。高部屋地区で11件、22筆、面積21,691㎡。比々多地区で17件、25筆、面積22,861㎡。成瀬地区で20件、56筆、面積28,404㎡。大田地区で31件、90筆、面積47,988.85㎡となっております。権利の種類は、伊勢原地区で賃貸借権が9件、使用貸借権が2件。高部屋地区で賃貸借権が10件、使用貸借権が1件。比々多地区で賃貸借権が12件、使用貸借権が5件。成瀬地区で賃貸借権が8件、使用貸借権が12件。大田地区で賃貸借権が20件、使用貸借権が11件です。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。なお、本案件には農業委員会等に関する法律第31条に関する案件が含まれているため、順次裁決を行うこととします。

はじめに、新規分に係る議案第4号の1～2について、何かご質問・ご意見がござい

ましたらお願いいたします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。

[議 長] 新規分に係る議案第4号の1～2については「出願のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、本案につきましては「出願のとおり承認する」こととします。

[議 長] 続きまして、更新分に係る議案第4号の1～25については、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。

[議 長] 更新分に係る議案第4号の1～25については「出願のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、本案は「出願のとおり承認する」こととします。

[議 長] 続きまして、議案第4号の26の審議及び議決にあたりましては、関係農業委員である「4番」農業委員の退席をお願いいたします。

(関係農業委員 退席)

[議 長] それでは、審議に入ります。議案第4号の26について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。

[議 長] 議案第4号の26については「出願のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第4号の26については「出願のとおり承認する」ことといたします。

[議 長] ここで、関係農業委員の入場を認めます。

(関係農業委員 入場)

[議 長] 続きまして、議案第4号の27～28について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。

[議 長] 議案第4号の27～28については「出願のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、本案は「出願のとおり承認する」こととします。

[議 長] 続きまして、議案第4号の29の審議及び議決にあたりましては、関係農業委員である「4番」農業委員の退席ををお願いいたします。

(関係農業委員 退席)

[議 長] それでは、審議に入ります。
議案第4号の29について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。

[議 長] 議案第4号の29については「出願のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、本案は「出願のとおり承認する」こととします。

[議 長] ここで、関係農業委員の入場を認めます。

(関係農業委員 入場)

[議 長] 続きまして、議案第4号の30～39について、何かご質問・ご意見がございましたら、

ら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。

[議 長] 議案第4号の30～89については「出願のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、本案は「出願のとおり承認する」こととします。次に移ります。

[議 長] 議案第5号、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づく平成32年度要望事項についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 詳しいご説明は、先ほどの全員協議会で述べましたので、ここでは要点のみを説明させていただきます。

まず県知事要望ですが、項目の1の「農地の保全と有効利用対策」の欄につきまして、②の表現方法としまして、当初太いゴシック体文字の部分はありませんでしたが、他の表現方法と合わせるために太いゴシック体の部分の表現を加えた方が良いのでは、とのご意見があり、そのようにさせていただきました。理由欄につきましても同様の理由です。

2の「担い手・経営対策」ですが、理由欄の表現といたしまして、「――を講じるべきである。」という表現を消しまして「担い手農家への多様な都市農業に対応した支援の強化・育成を基本に、神奈川独自の担い手の確保対策につながる」とした方が良いのでは、とのご意見で、そのようにさせていただきました。

それと次のページで、③の経営対策・消費者交流のところですが、ポイ捨ての後にある「防止」という表現は、全体の文脈の中で不要ではないか、ということで消してあります。県知事要望につきましては、以上です。

次に税制改正要望事項についてであります。2の「固定資産税」の欄、②の太いゴシック体の文字の部分を加えて、その後の文章を消してあります。理由としまして、違法転用には青地や白地の区別はないことと、違法転用であれば農地以外の課税となることが想定されるため、ということであります。また、理由欄につきましては、「納税者に」を消して、適正な農地の利用が図れる、という表現を「管理」が図れるというように修正をしています。

本議案は可決されますと、県知事に対する要望につきましては、各農業委員会の要望を中地方農業委員会連合会で取りまとめをして、調整をした後、県に送ります。税制改正要望につきましては、直接、県農業会議へ送りまして、そこで取りまとめ、全国農業会議所に送付し、意見を取りまとめて国に要望することとなります。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議 長] 議案第5号について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

[委 員] 「山間部の狭小な」という部分ですが、山間部だけではなく、田でも機械が入っていけないような農道もありますので、そうしたことを検討していく上では、いろいろ

検討していかなければならない点があると思います。それを具現化していかなければならないと思いますので、時間を別にとっていただいて、農業委員会として、どういう方向性で持つて行くのかを検討しなければならないと思いますので、是非、時間をとっていただきたいと思います。

[議長] 次回、検討時の要望で良いでしょうか。

[委員] はい。

[議長] 他に、いかがですか。

[委員] 県に提出するのは、このままではないですね。文書の体裁は整えますよね。

[事務局] はい、整えます。

[議長] 他に、どうでしょうか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第5号につきましては、「原案のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議長] 挙手全員。よって、本案は「原案のとおり可決」いたしました。

[議長] 以上をもちまして、第13回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。大変、長時間にわたり、お疲れさまでございました。

[事務局長] お疲れさまでした。次回の総会、全員協議会は、4月24日、水曜日となります。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

【 11時40分 終了 】